



★ 業務紹介 ★

危険物施設における危険区域の設定に係る評価業務について (業務規程制定のお知らせ)

業務部

前号では標題の評価業務の概要について紹介をしました。

当該評価業務を実施するにあたり業務規程を制定しましたので、今号ではその業務規程の概要についてお知らせします。業務規程の詳細につきましては、当協会のホームページに掲載していますのでこちらを参照願います。

(http://www.khk-syoubou.or.jp/guide/evaluate_performance.html#ep11)

本評価業務は消防庁等が策定した危険物施設において可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所（以下「危険区域」という。）について、合理的な設定が可能な「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を活用して事業者の皆さまが危険区域の設定等をした結果を有識者等で構成した評価委員会に諮りその妥当性について公正・中立な立場から評価するものです。

ガイドラインを活用して危険区域の設定をお考えの事業所の方は是非とも本評価業務の活用をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

業務規程の概要は以下のとおりです。

1. 評価の対象

製造所等で屋外の施設に敷設されている第2等級放出源

2. 評価の内容

申請施設の第2等級放出源について、危険区域あるいは非危険区域のいずれかに該当するかの評価を行い、危険区域と評価されたものについてはその危険度区域ゾーン0～2の区分及びその区域の危険距離の評価を行います。

3. 手数料

評価する放出源又は蒸発プール数が25箇所までは1,200,000円となります。25箇所を超える場合は26箇所以降5箇所を超えるごとに、100,000円を加算します。

委員会の審議が2回を超えて行う必要がある場合には、その超えた委員会の回数に500,000円を乗じた額を別途加算します。

4. 提出図書

評価に必要な提出図書は下表のとおりです。

危険物施設における危険区域の設定に係る評価申請時の添付図書

提出図書
危険物施設の評価範囲に関する事項
1 危険物施設内で評価対象となるエリアを示した図書
2 評価対象となる放出源の配管系統図で評価範囲を識別したもの
評価対象となる放出源の物性値等
評価に必要な物性値等は以下のとおり
3 流体の物質名
4 放出源内の流体の性状（液体か気体か）
5 分子量(kg/kmol)
6 燃焼下限界 LFL (vol/vol)
7 比熱比 γ : 気体の場合
8 圧縮因子 Z: 気体の場合
9 ガス比重
10 液体密度 ρ (kg/m ³) :液体の場合
11 単位時間当たり気化率 E_c (%) :液体の場合
12 蒸気圧 (運転温度時) (Pa) :液体の場合
13 運転圧力 P (Pa)
14 運転温度 T (K)
15 放出源の開口部面積 S (mm ²)
16 蒸発プールの表面積 (m ²)
17 放出源・蒸発プール周囲の障害物の有無
18 放出源の地上からの高さ (m)
19 換気速度 (m/s)
20 安全率
21 物性値等を決定した根拠となる図書
22 防爆ガイドラインを適用して評価した計算図書等

【担当者】

危険物保安技術協会 業務部 太田、芳賀沼
 電話 03-3436-2353 / FAX 03-3436-2251
 E-mail gyoumu@khk-syoubou.or.jp